

2024 年度 東京工業大学基金奨学金 「みらい創造高専起業奨学金」 募集要項

東京工業大学では、創立 130 周年を契機として、蔵前工業会、同窓生をはじめとする皆様からのご支援ご協力を得て「東京工業大学基金」を創設いたしました。本基金は、本学の長期目標である「世界最高の理工系総合大学の実現」に向け、戦略的経営により教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京工業大学基金には、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々より、学生の奨学を用途とすることを特定された篤いご寄附をいただいております。このたび、東京工業大学では、ご寄附いただいた方々のご意志を尊重し、平成 24 年 3 月に「東京工業大学基金奨学金」制度を設けるとともに、本学の発展に寄与された方および寄附者の方に深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を開始することといたしました。

【「みらい創造高専起業奨学金」設立の経緯】

株式会社みらい創造機構は、本学卒業生の岡田祐之氏と金子大介氏の両名が 2014 年に共同創業し、本学と社会連携活動の推進に向けた組織的連携協定を締結、東工大関連ベンチャーキャピタルファンドを設立・運営されております。また、同社は、高等専門学校（以下、「高専」）の学生のコミュニティを運営する株式会社高専キャリア研究所を 100%子会社化し、2021 年に設立した 2 号ファンドにおいては、投資先を東工大関連ベンチャーに加え、高専関連のベンチャーにまで対象領域を広げて活動されています。

高い技術力と専門性をもつ高専卒業生は、イノベーションの源泉です。現在までに、東工大発ベンチャーを中心に 30 社以上に投資を実行された中には、高専からの編入学生が創業した会社が 4 社あり、技術とビジネスの両面から高専卒業生の高いポテンシャルを実感されているということです。高専から本学に編入され、確かな専門性を身につけながら、リベラルアーツを学び、技術や研究をコアにした起業を将来志す人材の育成に資することを目的として、本奨学金設立に際し、ご支援をいただいております。

1. 奨学金の目的

高専からの編入学生を対象として、アグレッシブに活動する学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、将来起業を志す人材の育成に資することを目的とする。

2. 奨学生の応募資格

- (1) 募集時点で高等専門学校を卒業した者又は在学中の者で、2024 年 4 月に学士課程に編入学を希望する者。編入学を希望する学院・系は問わない。
- (2) 学業成績が特に優秀で、更に学業の発展向上が期待できる者。
- (3) 学士課程卒業後は修士課程に進学する予定の者。
- (4) 将来、自らが学んだ技術／研究を生かした起業に意欲／興味のある者。

(5) 日本国籍である者又は永住者等の在留資格を持つ者。

3. 採用予定人数

2名

4. 奨学金の額

月額 50,000円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、最長で標準修業年限の終期までとする。

また、廃止の事由に該当する場合は、この限りではない。

6. 出願の手続き

(1) 奨学生に応募するものは、以下の書類を大学が指定する日までに、提出しなければならない。

(簡易書留で郵送)

- ① みらい創造高専起業奨学金申請書 (様式1)
- ② 調査書 (高等専門学校で発行のもの)
- ③ 研究・課外活動及び業績等について (様式2)
- ④ 小論文「将来起業したいと考える事業の概要及びその展望について」 (様式3)
(600～800字程度)

7. 申請期間

2023年9月5日(火)～9月29日(金) 必着

8. 奨学生の選考及び採用

- (1) 第一次選考：書類選考
- (2) 奨学生の内定は学長が決定し、本人に通知する。(通知の時期は2023年12月頃予定)
- (3) 内定者は本学入学後、所定の書類を提出することにより正式採用となる。

9. 奨学生採用式

本学に編入学した後、2024年7月中旬～下旬開催予定の奨学生採用式に、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること(ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること)。

10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

11. 他奨学金との併給

他の給付型奨学金(東工大基金奨学金を除く)との併給は制限しない。

12. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

(2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することがある。

(3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

1 3. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

(1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。

(4) 学業成績又は性行が不良になったとき。

(5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 4. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 5. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

(1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。

(2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 6. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 TP-102

東京工業大学

学務部 学生支援課 経済支援グループ

TEL: 03-5734-3014 FAX: 03-5734-3675

E-MAIL: gak.kei@jim.titech.ac.jp